

1. 市としての実施基準(ガイドライン)を作成し、全庁的に順次拡充を図る取組(案)

- ・ 現在、各課が個々に実施している以下の取組について、現行の職員対応要領の実施基準や実施方法を具体的に示した庁内共通の「ガイドライン」を作成します。
- ・ 30年度からは「ガイドライン」に基づき、各課が事務事業において主体的に取り組むものとします。

取組名	取組内容
講演会等における情報保障の拡大	手話通訳、磁気テープ、要約筆記をはじめ手話等コミュニケーション手段の確保促進
庁舎窓口における聴覚障がい者への配慮	耳マークや筆談用メモ用紙等を窓口に設置し、筆談対応を行う。
電話以外での受付方法の確保	通知・チラシ等へのFAX・メールアドレスの記載。FAX、メール、郵送等での申込受付を明示。
市の情報発信における情報保障	刊行物、パンフレット等の作成時に、ユニバーサルデザインに配慮。点字版、音訳版、わかりやすい版等を作成。
郵送物への点字記載	市からの郵送物について、封筒等に点字で課名等を記載。
ウェブアクセシビリティの推進	ホームページ作成時に、読み上げに対応できるようになっているか等をチェック。

2. 新規で(又は拡大して)優先的に取り組む具体的取組(案)

- ・ 担当課が取組を進める必要性が高いと考える取組案です。
- ・ 障がい福祉課との個別に調整・相談を経て、早期の実施を目指します。

取組名	取組内容	状況	担当課
合理的配慮好事例の顕彰	きりしま賞等に新規区分を設定し、市民等や事業者の合理的配慮の好事例を顕彰。	拡大	社会福祉課
政策形成過程への障がいのある人の参画促進	審議会委員への参画やヒアリング等により障がいのある人の意見を反映。	拡大	審議会等所管課
障がい者雇用にかかる連携強化	庁内関係部署、ハローワーク等との会議に障がい福祉課も参画し、就労相談や就業生活支援の取組の連携強化を図る。	拡大	社会福祉課 障がい福祉課
商工会、商店街団体等を通じた合理的配慮を行うための支援	商工会の各セミナーや、商業団体等振興事業補助金を活用した勉強会等で、合理的配慮について組込んでもらうよう働きかける。	新規	商工観光課
啓発シンポジウムの開催	基調講演と障がい当事者を含むパネルディスカッション。	新規	障がい福祉課
啓発パンフレットの作成	条例の概要と合理的配慮の例などを掲載したパンフレットを作成。	新規	障がい福祉課
「あいサポーター」の養成	ちょっとした配慮や手助けをする人の認証制度。研修を受講すると「あいサポーター」となりバッジを着用。(認知症サポーターの障がい版)	新規	障がい福祉課
コミュニケーション支援ボードの導入	音声言語によるコミュニケーションが困難な聴覚、知的、精神、発達障がい者、高齢者等とのコミュニケーションを補助するボード。	新規	障がい福祉課
精神障がい者支援連絡員の創設	差別に関する相談等を市につなぐ橋渡し役として、新たに設置。	新規	障がい福祉課

3. 今後も各課で継続・拡大して実施する取組

- ・ 合理的配慮の観点から、すでに実施中の取組で、今後も各課において引き続き継続、拡大が必要な施策です。

取組名	取組内容
障がい者への理解促進	各課の事業の中で、障がい理解が進むような取組や啓発を実施。
障がいのある人となない人の交流促進	交流の場の創出や、イベント等へ障がいのある人を招待するなど、交流を促進。
各分野ごとの事業における合理的配慮	教育、道路整備、公共交通、防災等各分野ごとの事業実施時に合理的配慮を行う。
窓口対応における合理的配慮	窓口対応時に筆談、読み上げ、代筆等の合理的配慮を行う。
公共施設のバリアフリー化	公共施設に、点字ブロックや多機能トイレ、スロープ、わかりやすい案内表示等を設置。
障がいのある人の社会参加の支援	イベントへの参加呼びかけや活動の場の提供、障がいのある人向けの講座等、社会参加の機会を創出・拡大。
市の事務事業における合理的配慮	各課で事務事業を行う中で、合理的配慮や障がい理解、社会参加等につながる取組を行う。
市役所における職場内での合理的配慮の提供促進	障がい特性に配慮した執務環境の整備に努める。

4. 今後、規模・必要な予算を精査し、実施に向けて検討する具体的施策(案)

- ・ 新庁舎設備における合理的配慮を含め、適切なタイミングでの実施に向け、担当課で中長期的な検討が必要な施策案です。

取組名	取組内容	状況	担当課
庁舎における音声案内ガイダンス	各フロアの入り口付近やエレベーター等に音声で案内を流す。	新規	公共施設再編推進室
庁舎における案内サインの見直し	各窓口を色分け・番号付与し、視覚的にわかりやすい案内サインにより統一する。	新規	公共施設再編推進室
合理的配慮ヒント集の作成	印刷物、動画など様々な媒体の特性を活用し、障がいの種別に応じた合理的配慮に関する普及啓発を図る。	新規	障がい福祉課

5. 継続的な施策検討について

今回の施策展開案において、具体的な案が出なかった分野についても、各課において引き続き積極的な検討を行うこととします。